

安平町公共交通空白解消事業「利用者データ収集・分析等委託業務」
委託プロポーザル実施要領

令和7年6月12日
安平町地域公共交通協議会

**安平町公共交通空白解消事業「利用者データ収集・分析等委託業務」
委託プロポーザル実施要領**

1. 業務名

安平町公共交通空白解消事業「利用者データ収集・分析等委託業務」

2. 業務趣旨

この実施要領は、安平町公共交通空白解消事業「利用者データ収集・分析等委託業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、高度な創造性、専門的な技術及び豊富な経験を有する事業者等を選定するために必要な事項を定めるものとする。

3. 実施内容等

- (1) 業務内容 安平町公共交通空白解消事業「利用者データ収集・分析等委託業務」
委託プロポーザル仕様書のとおり
- (2) 履行期間 令和7年7月下旬（予定）～令和8年1月下旬
- (3) 提案上限額 3, 300, 000円（消費税額を含む）

4. 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案資料及びプレゼンテーションに基づき、安平町公共交通空白解消事業「利用者データ収集・分析等委託業務」委託候補者選定委員会が行う。

5. 受託候補者の要件

次の要件を全て満たし、当該業務に熱意を持ち、安定的かつ円滑に実施できる者。

- (1) 令和7・8年度の安平町一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (3) 安平町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成18年告示第15号）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき公正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び道税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (6) 北海道内に事業所等を有し、安平町の地域公共交通の実態を直に把握できる者で

あること。なお、高次に対応するためにコンソーシアムを組織することは構わないものとし、これを組織した場合の契約はコンソーシアムの代表事業者と安平町地域公共交通協議会との2者契約とする。

- (7) 地域公共交通計画の策定支援に関する業務等を履行した実績を有すること。
- (8) 本提案募集の内容を十分に遂行できる者であること。

6. スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 実施要領等の公開 | 令和7年6月12日(木) |
| (2) 質問書提出期間 | 令和7年6月12日(木) から 18日(水) |
| (3) 質問回答 | 令和7年6月23日(月) までに随時回答 |
| (4) 参加意向申出書提出期限 | 令和7年6月27日(金) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月 4日(金) |
| (6) プレゼンテーション | 令和7年7月中旬 |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年7月中旬 |
| (8) 契約締結・業務着手 | 令和7年7月下旬 |
| (9) 業務完了 | 令和8年1月下旬 |

7. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点があるときは、次により任意書式で作成した質問書を提出すること。なお、質問に対する回答は、回答が整いしだい速やかに行うものとし、質問回数は最大で2回までとする。

- (1) 提出期限 令和7年6月18日(水) 午後5時まで
- (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール (kikaku@town.abira.lg.jp)
※電話及び口頭での質問には応じない。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、受け付けた質問の要旨とその回答を郵送又は電子メールにより行う。また、公平性を確保する観点から、安平町ホームページへ掲載する。

8. 提出意思確認

提案書の提出意思がある場合は、期限までに参加意向申出書(様式第1号)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月27日(金) 午後5時必着
- (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール (kikaku@town.abira.lg.jp)

9. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類

参加意向申出書を提出した者は、期限までに企画提案書（様式第 2 号）1 部に、次に掲げる書類をセットで 8 部提出すること。

提出書類	説明等
①業務の実施体制	当該業務の実施体制（配置人数、業務体制、役割）、コンソーシアムによる提案の場合は、構成・責任の所在等を説明する資料など
②主な業務実績・経歴	類似業務の実績、及び管理技術者又は担当技術者の業務実績など ※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画や地域公共交通計画の策定支援に関する業務等を履行した実績など
③企画提案資料	・仕様書「3. 業務内容」で示した各項目を踏まえた、企画提案の基本的な考え方や方針 ・必要な調査等の内容（対象、方法、回数等）やそのねらい ・業務の手順や実施スケジュール（業務工程表） ・仕様書に記載の業務内容にとどまらない、専門的見地からのノウハウやアイデア、会社の強みを生かした提案など
④参考見積書	内訳表も添付すること
⑤参考資料	会社概要 その他
・書式は任意とする ・文字の大きさは、原則 10.5 ポイント以上とする	

（２）提出期限 令和 7 年 7 月 4 日（金） 午後 5 時必着

（３）提出方法 持参又は郵送

10. 審査

（１）プレゼンテーション実施日

令和 7 年 7 月中旬を予定。

※実施日時、場所、方法等の詳細は、「提出意思確認書」を提出した事業者等に別途通知します。

（２）プレゼンテーションの実施について

①企画提案資料に基づくプレゼンテーションを実施し、審査の結果、評価点数が最も高いものを受託候補者として選定する。

②プレゼンテーションの時間は 30 分以内とする。なお、プレゼンテーション後は、各提案者に対して質疑応答の時間を設ける。

- ③プレゼンテーションを行う際に必要な機器は各社で用意すること。なお、スクリーンは安平町で用意する。
- ④選定結果は、プレゼンテーション参加者全てに通知する。
- ⑤選定に関する異議等は受け付けない。

1 1. 評価基準

評価は、企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行う。

評価項目	評価事項
(1)業務実施能力	・業務請負企業としての信頼性 ・類似業務の実績、及び業務の実施体制
(2)趣旨・業務内容	・本業務の趣旨・業務内容に対する理解度
(3)企業提案	・本業務の目的、ねらいの明確性 ・仕様書の内容の充足度 ・業務内容の的確性、具体性、独自性 ・実施内容や行程スケジュールの実現可能性
(4)プレゼンテーション	・プレゼンテーション、及び質疑に対する回答の的確性、説得力
(5)見積価格	・提案内容に対する妥当性、価格内訳の明確性

1 2. 留意事項

(1) 経費負担

提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 契 約

審査の結果、受託候補者として選定した者と委託内容、委託金額、契約条件等について協議した上で、予算の範囲内で契約を締結する。

ただし、契約は安平町地域公共交通協議会における当該年度の予算成立を条件とする。

(3) 秘密の保持

企画提案書については、本要領に基づく受託候補者の選定以外の目的に使用することはないが、審査の公平性を期するため公開する場合がある。

1 3. 提出・連絡先

- (1) 提出先 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地
安平町地域公共交通協議会事務局
安平町役場総合庁舎政策推進課政策推進グループ(担当:畑田、田中)
- (2) 電 話 0145-22-2751
- (3) 電子メール kikaku@town.abira.lg.jp (質問事項のみ電子メール対応)